

新たな果樹対策の対応方向

平成 1 8 年 5 月

目 次

1 果樹をめぐる現状と課題

- (1) 果樹の生産 p 1
- (2) 果樹農業経営者の動向 p 3
- (3) 果実の流通 p 4
- (4) 果実の輸出 p 5
- (5) 果実の消費 p 6
- (6) 需給調整・経営安定対策の概要 p 8

2 果樹対策の見直し

(1) 果樹対策の方向(果樹農業振興基本方針 平成17年3月)

- ① 果樹産地の構造改革・担い手育成の方向 p 10
- ② 新たな果樹対策の方向 p 11
- ③ 果実の輸出・流通・加工・消費の現状・課題と今後の方向 p 14

(2) 担い手の経営安定・所得確保のための新たな果樹対策

- ① 新たな対策の方向 p 15
- ② 果樹需給調整・経営支援対策等の対応方向 p 16

1 果樹をめぐる現状と課題

(1) 果樹の生産

- ・ 果樹農業においては、多くが中山間傾斜地に立地し、収穫等機械化が困難な作業が多いなどの特徴から生産基盤の整備が遅れ、生産力（栽培面積、生産量）が漸減状況にある中、産地が脆弱化。

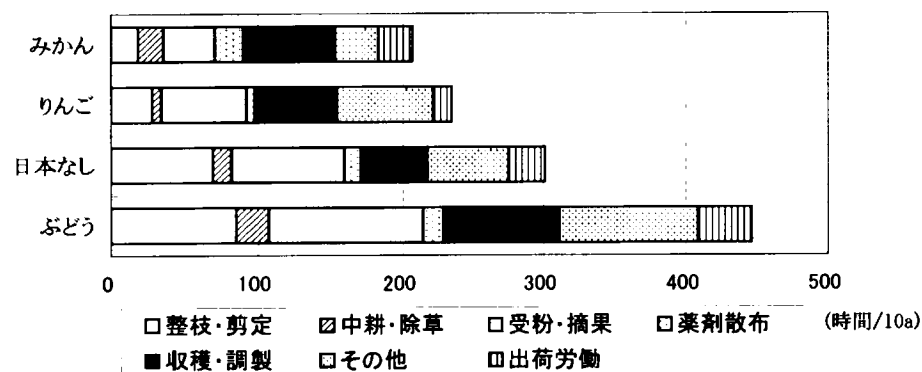
○ 果樹園の傾斜度別面積割合（平成14年）

(単位: %)

	5度未満	5～15度	15度以上
果樹全体	52	27	21
みかん	22	34	44
りんご	70	24	6
なし	77	18	6
かき	54	28	17

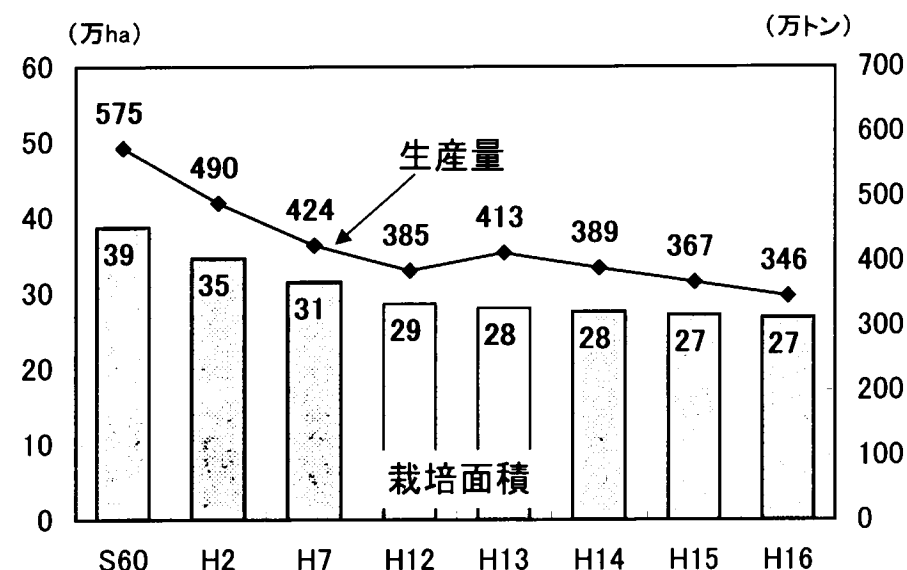
資料: 農林水産省生産局果樹花き課調べ

○ 主要果樹の作業別労働時間（10aあたり）



資料: 農林水産省「農業経営統計調査(野菜・果樹品目別統計)」
注: 平成7年～平成14年までの平均労働時間

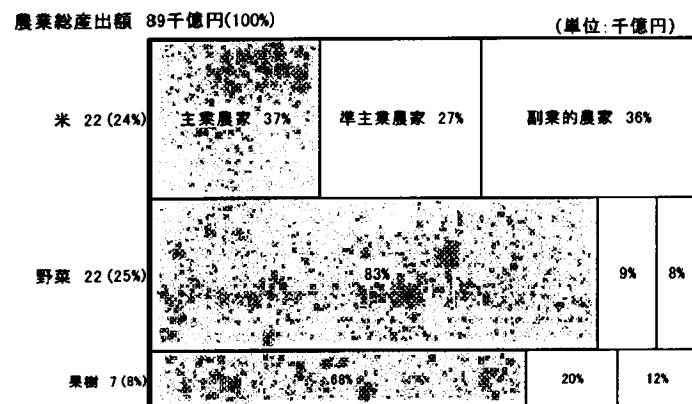
○ 生産量、栽培面積の動向



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「食料需給表」
注: H16は速報値

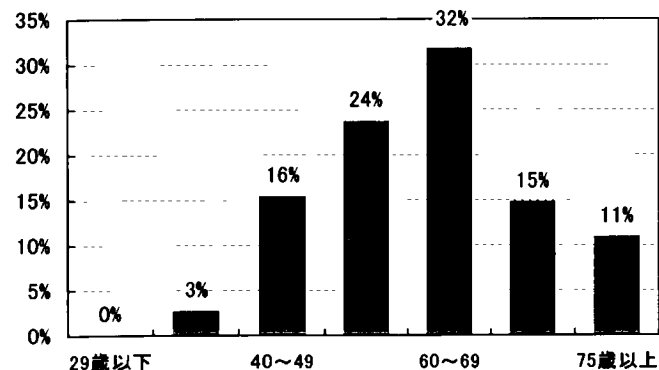
- ・果樹生産は、主に農業所得で生計を立てている主業農家によって担われているが、①60歳以上の経営者が5割を超えるなど高齢化が進行し、②経営規模が1ha未満の小規模な農家が多く、経営が弱体化。
- ・果樹単一主業農家の所得は600万円、農業所得は400万円弱と他の品目に比べ低い水準。
- ・経営規模が小規模な農業者が多いものの、単位面積当たりの農業所得は高い。

○ 作物別にみた農業総産出額の農家類型別シェア（平成14年）



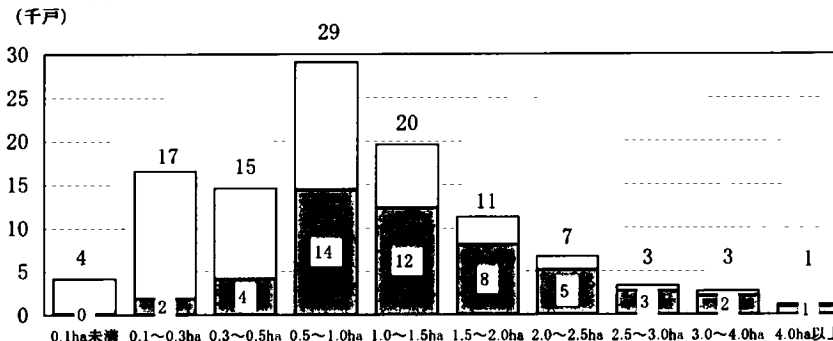
資料:農林水産省「平成14年農業総産出額(概算)」、「2000年農林業センサス」、「農業経営動向統計」

○ 年齢別果樹農業経営者のシェア（平成12年）



資料:農林水産省「2000年農林業センサス」(組み替え)

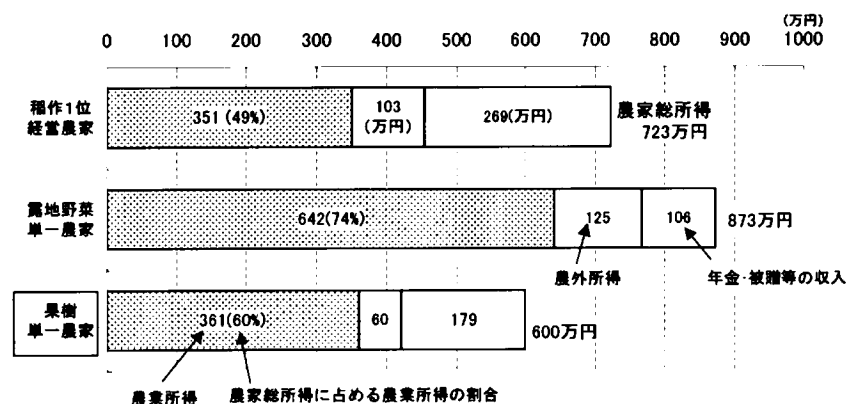
○ 果樹主業販売農家の面積規模別農家数（平成12年）



□主業農家のうち、65歳未満の農業専従者がいる果樹単一経営

資料:農林水産省「2000年農林業センサス」

○ 主業農家の一戸当たり農家総所得（平成15年）



資料:農林水産省「農業経営動向統計(平成15年)」、「農業構造動態調査(平成15年)」

○ 経営耕地面積当たり農業所得（平成16年）

(単位:千円/10a)

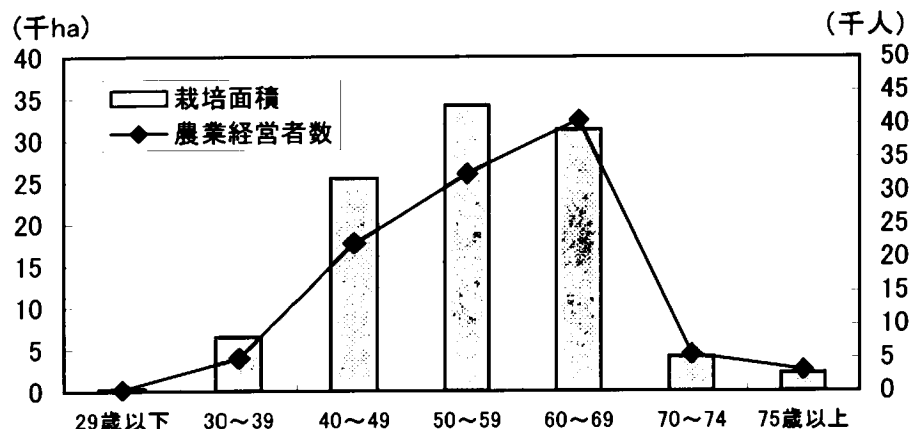
果樹	水田	露地野菜
125	24	114

資料:農林水産省生産局果樹花き課調べ

(2) 果樹農業経営者の動向（推計）

- ・ 現状では、販売主業農家で、農業者約10万人、栽培面積約10万ha。
- ・ 一方、販売主業農家の平成27年の60代までの農業経営者数を、加齢により推計した場合、経営者数は約4万人、栽培面積は約5万haと推計され、農業者、栽培面積とも大幅に減少する見込み。

○ 販売主業農家の年齢別農業経営者数と栽培面積シェア(H12年)



資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

経営規模
現状維持

○ 60代までの販売主業農家の農業経営者に係る推計

	平成12年	平成22年	平成27年
農業経営者数(千人)	100	60	40
栽培面積(千ha)	98	67	50

平成12年(生産量:380万トン)に比べると、60代までの農業経営者、栽培面積ともに大幅に減少し、相当な供給力不足となることが想定。

経営規模拡大

仮定（現状規模の1.5倍）

平成27年の販売主業農家の経営規模が1.5haになると仮定

	経営者数	平均栽培面積	栽培面積
平成27年推計	40(千人)	1.5ha	60千ha

規模拡大(現状の1.5倍)

大幅不足

平成12年

1ha

98千ha

仮定（現状規模の2倍）

規模拡大(現状の2倍)

ほぼ現状

平成27年の販売主業農家の経営規模が2haになると仮定

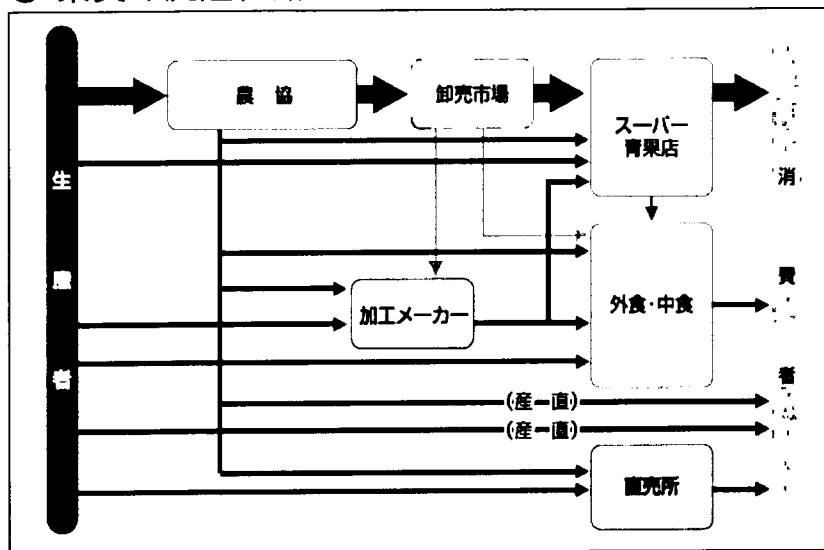
平成27年推計	40(千人)	2ha	80千ha
---------	--------	-----	-------

※新規就農者については考慮していない。

(3) 果実の流通

- ・ 果実流通の大宗は、卸売市場経由であるが、その割合は年々減少し、贈答用としての直販等が増加。
- ・ 全農や生協では、市場を通さない独自の流通経路でも取引を実施。宅配、インターネット取引、直売所等の流通もあり、果実の流通は多様化が進展。

○ 果実の流通経路



○ 市場経由率の推移

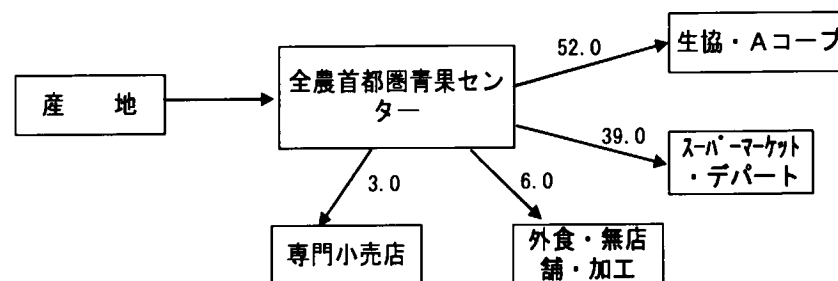
(単位: %)

年 度	7年度	12年度	13年度	14年度
青 果	74	71	69	70
生食用果実	95	82	80	79

資料: 農林水産省総合食料局調べ

注: 生食用果実は、果樹花き課で推計

○ 全農首都圏青果センター東京の流通経路



○ ふるさと小包の取扱高

(単位: 千個)

	14年度	15年度	16年度
ふるさと小包	1,995	2,247	2,065
農産品	794	827	822
果実関係	455	471	471

資料: (財)ポスタルサービスセンター

(4) 果実の輸出

- ・果実の輸出は、平成14年の台湾のWTO加盟以降、大幅に増加（16年は台風の被害により減少）。平成17年の輸出額は76億円（果実部門の産出額の1%）。
- ・「5年で倍増」を目指した輸出拡大目標に資するため、平成18年度から生産者団体等が意欲的な目標を設定し取り組む輸出拡大プロジェクトに対する重点支援等を通じて果実の輸出を強力に推進。

○ 主要果実の輸出額の推移

(単位:百万円)

品 目	13	14	15	16	17	対前年比
うんしゅうみかん	538	533	526	510	510	100.0%
りんご	613	2,658	4,269	2,933	5,350	182.4%
なし・マルメロ	777	762	624	681	796	116.9%
もも(ネクタリンを含む)	8	302	201	231	428	185.3%
かき	111	138	123	80	172	214.1%
その他	68	135	403	300	332	110.5%
合 計	2,115	4,528	6,146	4,735	7,587	160.2%

資料:財務省「貿易統計」

○ 主要果実における輸出事例

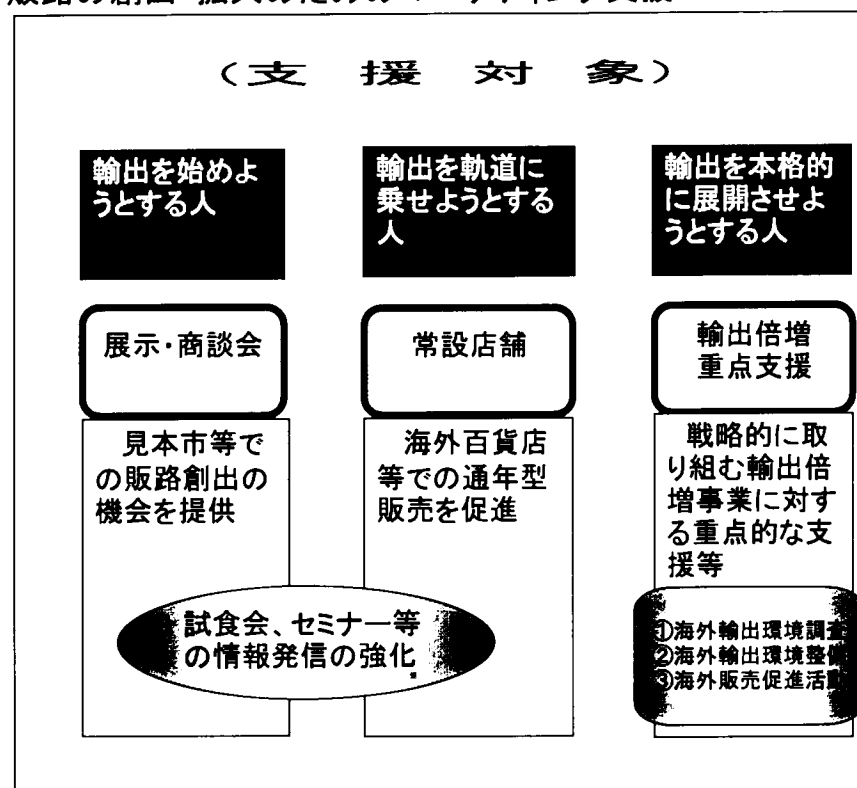
(単位:トン)

品 目	取組団体等	平成16年	輸出先国	今後の見通し
うんしゅうみかん	佐賀経済連	1,782	カナダ	輸入者等から高品質な果実を求める声があり、韓国・中国産との競合がカギ。
りんご	全農あおもり	1,639	台湾 アメリカ 香港等	価格条件の折合いが難しい。 中国向け輸出の可能性を検討。
	全農長野	78	香港 シンガポール 台湾	輸出期間を拡大し、輸出量を増加。
なし	全農とっとり	1,418	台湾	WTO加盟による輸入枠の拡大による輸出増加。 韓国産との競合がカギ。

資料:農林水産省生産局果樹花き課調べ

注:JA全農あおもりについては、10月～翌年6月の実績

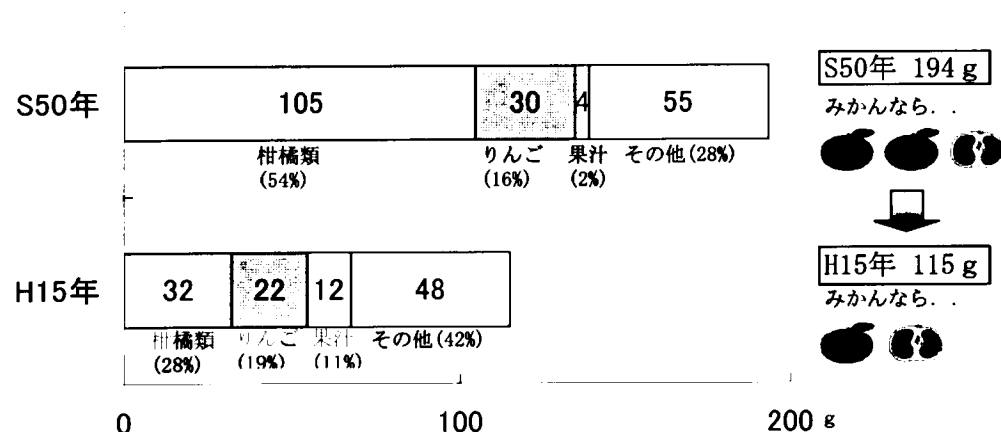
○ 販路の創出・拡大のためのマーケティング支援



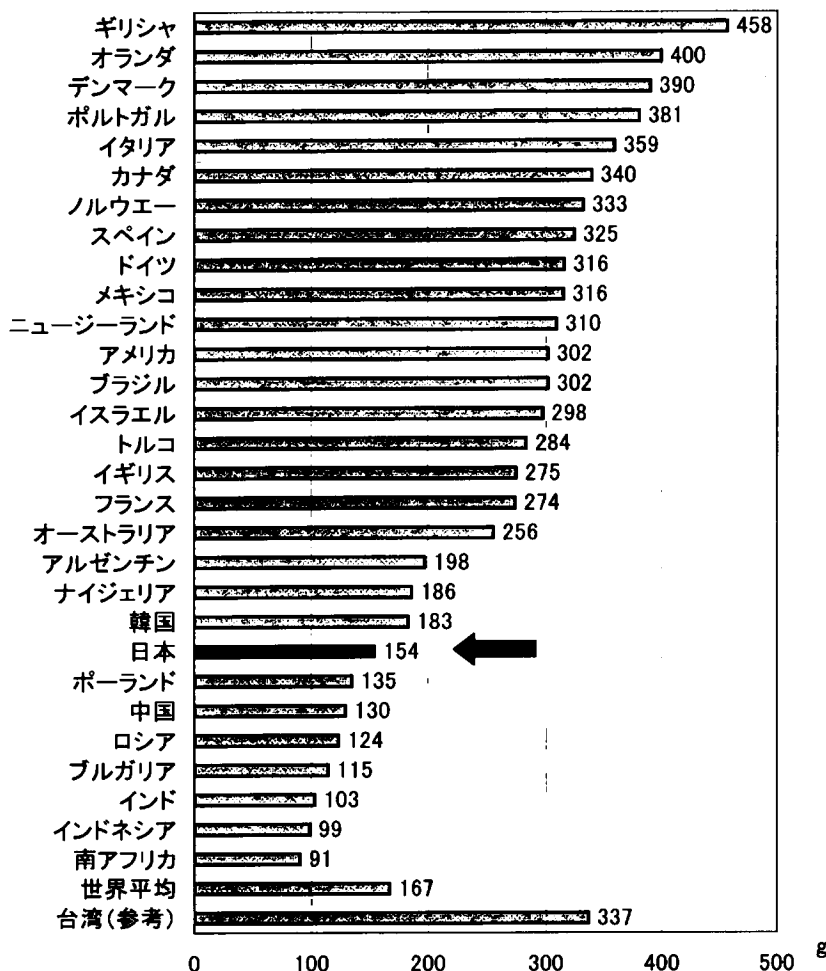
(5) 果実の消費

- ・ 果実には、ビタミン類やβ-クリプトキサンチン等の機能性成分を含み国民生活上重要な食品。
- ・ 果実の1日当たりの摂取量は、食べるのに手間がかかる等の理由で減少し、世界的にも低水準。特に20～40歳代で少ない。

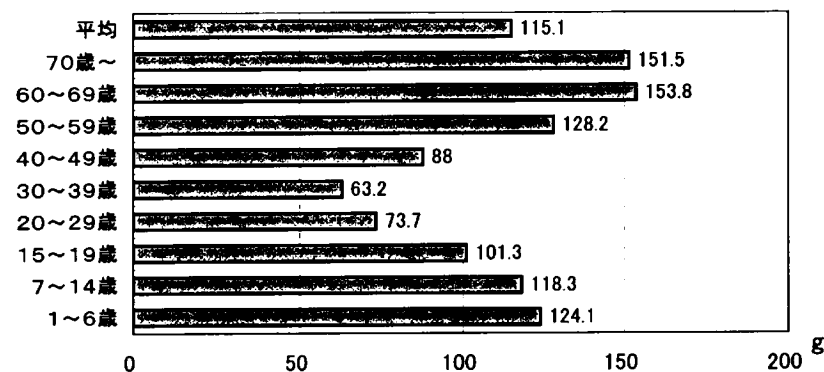
○ 1人1日当たりの果実摂取量の推移



○ 1人1日当たりの果実摂取量の国際比較(2002年)



○ 世代別果実摂取量の比較(平成15年)



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

資料：「FAO STAT Balance Sheets」
台湾については、台湾行政院農業委員会「農業統計年報」(2002年)」

【参考1】 果実の消費拡大対策(食育の取組と一体的に推進)

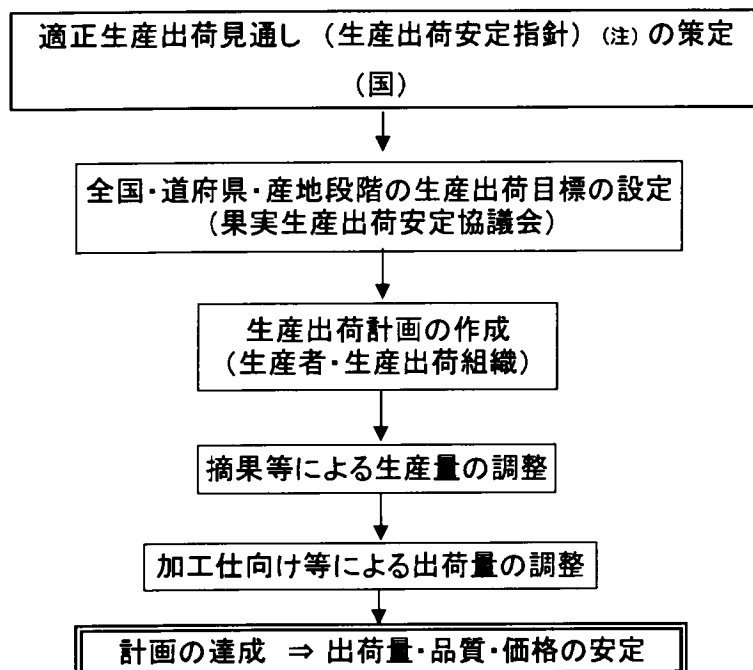
- ・果実の摂取量の少ない若年層へ、果実の摂取目標量、選び方・食べ方、健康機能性等を効果的に情報提供。
- ・幼少期から国産果実の摂取を定着化させるとともに、果実の健康機能性等を児童や保護者に理解いただくよう、学校給食関係者等と連携し学校給食への国産果実の定着化を推進。



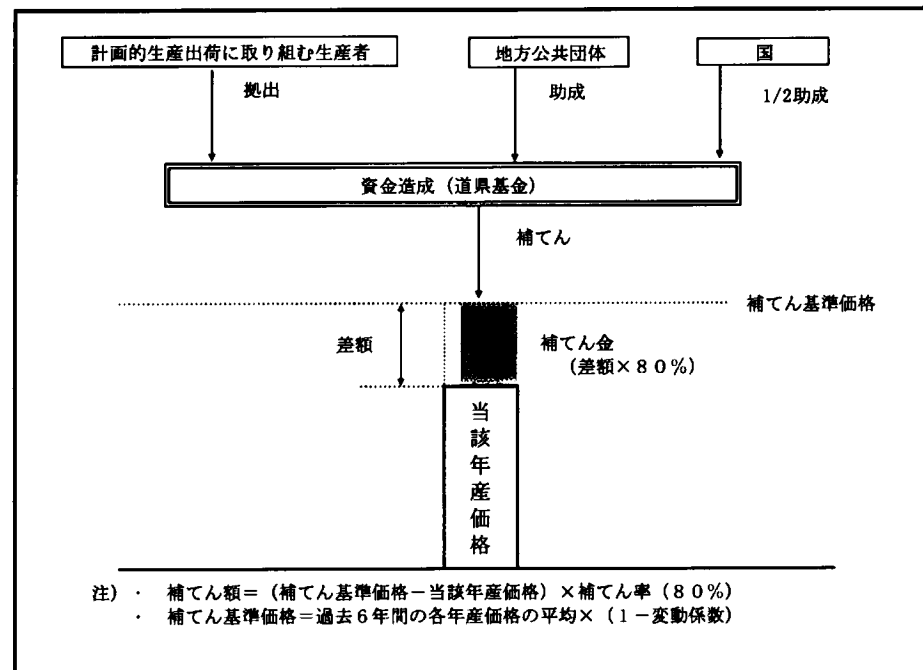
(6) 需給調整・経営安定対策の概要

- 平成13年度から、生産量・品質の変動により価格が不安定なうんしゅうみかん及びりんごを対象に、産地・生産者による生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整等の需給調整の強化を前提に、需給調整対策の取組が行われた場合においてもなお価格が大きく低下した時に果樹生産者の経営安定を図るため、経営安定対策を実施している。

○需給調整対策の流れ



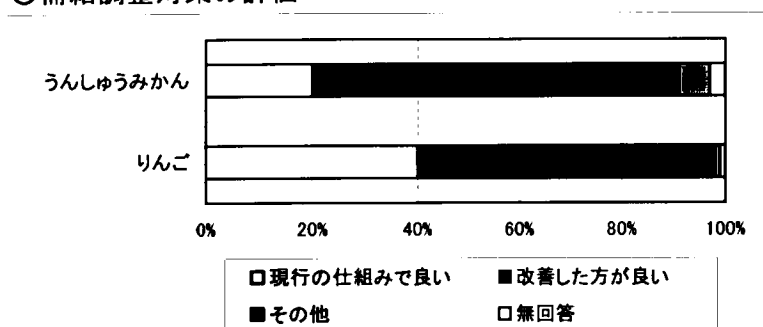
○経営安定対策の仕組み



（注）生産出荷安定指針は、予想生産量が全国の適正生産量の原則として10%以上上回る場合に策定。

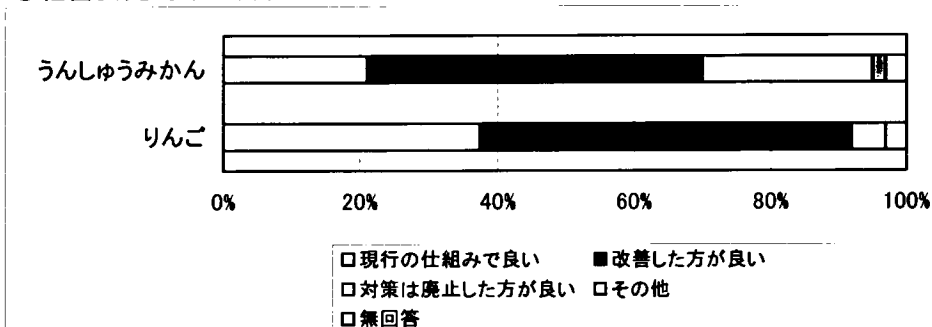
- ・需給調整対策の改善方向については、うんしゅうみかんでは「条件不利地を廃園等により生産量を調整する方式を導入」（45%）、「価格低下時に機動的に加工原料用果実に仕向ける仕組みを追加」（44%）との回答が多い。
- ・一方、経営支援対策の今後の方向としては、うんしゅうみかんでは「前向きな取組を行う農業者に助成する経営支援対策に転換」（65%）、「収入等の基準を下回った場合に一定割合を補てんする仕組みへの転換」（49%）との回答が多い。

○需給調整対策の評価



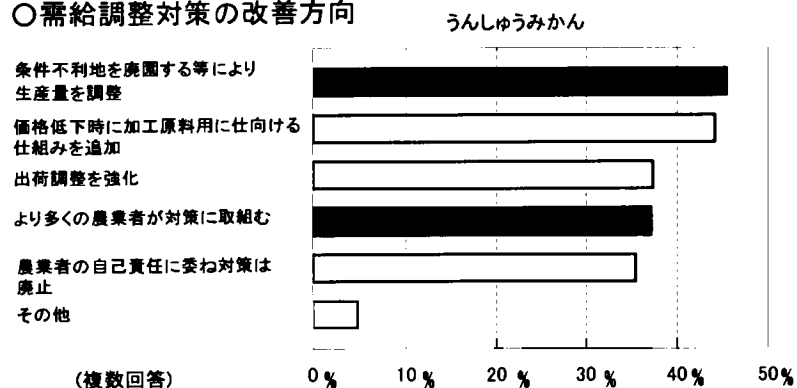
資料：農林水産省「需給調整・経営安定対策に係る意向調査」（平成16年9月実施）

○経営安定対策の評価



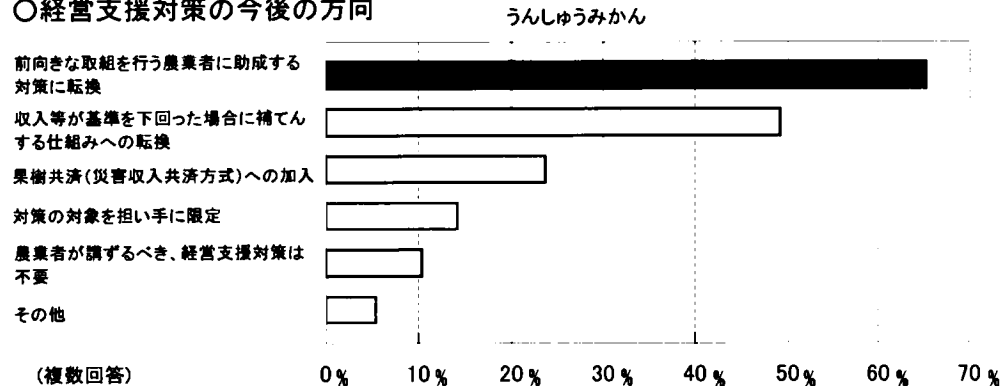
資料：農林水産省「需給調整・経営安定対策に係る意向調査」（平成16年9月実施）

○需給調整対策の改善方向



資料：農林水産省「需給調整・経営安定対策に係る意向調査」（平成16年9月実施）

○経営支援対策の今後の方向



資料：農林水産省「需給調整・経営安定対策に係る意向調査」（平成16年9月実施）

2 果樹対策の見直し

(1) 果樹対策の方向 (果樹農業振興基本方針 平成17年3月)

① 果樹産地の構造改革・担い手育成の方向

果樹農業の現状と課題

● 果樹農業の特徴

- ◇ 永年性作物 ⇒ 経営転換が容易ではない
- ◇ 多くが中山間傾斜地に立地 ⇒ 作業が重労働
- ◇ 収穫等機械化が困難な作業が多い ⇒ 労働集約的

● 果樹経営

- ◇ 60歳以上の経営者が5割超 ⇒ 労働力の不足
- ◇ 一部で規模拡大が進んでいるが、
主業農家の平均規模は1ha弱 ⇒ 規模拡大の遅れ
- ◇ 果樹単一経営が多数を占めるが、
主業農家の農業所得は約4百万円 ⇒ 経営基盤が脆弱

● 果樹産地 [担い手が不明確、生産基盤が脆弱]

農地流動化の遅れ

労働力の不足



園地整備の遅れ

傾斜の改良
作業道の整備 他

農家数の減少、栽培面積の減少、生産量の減少

産地の核となる生産者への
園地集積に結びついていない

産地・担い手対策の方向 《果樹農業振興基本方針：平成17年3月》

果樹産地構造改革計画

目標

- ◇ 目指すべき産地の姿の明確化
(例) 量販店との契約、高品質化の追求、直販等

具体的な戦略として

- ◇ 産地の核となる担い手の明確化
- ◇ 担い手以外の農業者の役割の明確化
- ◇ 園地基盤の整備、担い手への園地集積の目標
- ◇ 消費者ニーズを踏まえた販売方法 等

策定

産地協議会

- ・JA
- ・市町村
- ・生産者
- ・普及センター
- ・農業委員会 等

産地自らが策定

計画に基づき実行

産地に必要な取組

◆ 生産基盤の構造改革

- ・園地の流動化
- ・園地の基盤整備
- ・労働力調整システムの確立

担い手への集積・育成

◆ 需要に見合った果樹生産の推進

- ・優良品目・品種への転換、条件不利園地の廃園推進

◆ 担い手の経営改善(19年度以降の果樹経営安定対策の見直し)

構造改革
の推進

競争力の強い産地の実現

②新たな果樹対策の方向

果実需給調整・経営安定対策(計画期間:平成13~18年度)

対策の概要

○うんしゅうみかん、りんごについて、生産者による適切な需給調整を実施するとともに、それでもなお価格が基準を下回った場合には価格補てんを実施

○補てん基準価格は県ごとに過去6年の平均価格から算出

課題

- ①高品質生産に積極的な担い手とそうでない農業者に補てん金が一律助成
- ②流通コストを下回る果実の出荷により販売環境が悪化
- ③毎年補てん対象となる県も存在



生産者の意欲が減退

経営安定対策加入契約者に対するアンケート調査結果

(うんしゅうみかん)

○経営支援対策

- 「現行対策を前向きな取組を行う農業者に助成する対策に転換」(65%)

19年度以降の新たな果樹対策の方向

需給調整対策

- ①生産者団体が中心となり、うんしゅうみかん等の優良晩かん類等への転換等により、構造的な供給過剰を引き続き改善
- ②うんしゅうみかん、りんごについて、一時的な出荷集中がある場合は、生産者団体主導により生食用果実を加工用途に仕向ける措置を実施

経営支援対策

適切な需給調整対策の実施を前提に、担い手の経営基盤の強化を支援するため、以下に取組む

- ①果樹経営安定対策については、果樹産地構造改革計画(産地計画)に即して行う産地の前向きな取組への支援対策(経営支援対策)への移行を目指す

○産地計画で明確化された担い手が行う取組を支援

- ・消費者ニーズの動向に即した優良品目・品種への転換
- ・園内道の整備、傾斜の緩和等小規模な基盤整備
- ・大苗育苗の推進
- ・条件不利園地の廃園推進
- ・労働力調整システムの構築

- ②経営安定を図る観点から、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入を促進

【参考2】果樹農業振興基本方針（平成17年3月：抜粋）

1 国際化の進展に対応した産地構造の改革

(1) 果樹産地構造改革計画の策定

産地自らが、具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）を策定する必要がある。産地計画には、量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産、高品質化の追求による高価格販売の推進、観光果樹園や直販による農村都市交流等、多様な戦略の選択肢の中から目指すべき産地の姿を明確に位置づける。次に、これを実現するための取組として「合意形成のための体制」、「担い手の明確化」、「担い手への園地集積の取組方法」、「園地基盤の整備」、「販売戦略」等を定めるものとする。

(2) 担い手の育成・確保

果樹産地においては、産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っているという、果樹農業の実態を踏まえ、認定農業者制度を基本とし、産地自らが策定する産地計画において担い手とその育成方法を明確にするものとする。また、担い手以外の農業者の役割も明確にするものとする。

その場合、農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家（主業農家に準じた概念）を中心に担い手を明確にする。加えて、「新規参入者」、「農業生産法人へ発展していくことが見込まれる生産者組織」等、今後とも継続して果樹農業を担っていく多様な経営体についても、担い手に位置づけるよう配慮が必要である。

2 担い手の経営改善

(1) 需給調整の適切な推進

平成19年度以降についても、引き続き生産者団体が中心となった需給調整が不可欠である。その場合、うんしゅうみかん等については、構造的な供給過剰の改善を引き続き推進するものとする。

さらに、うんしゅうみかん、りんごについて、一時的な出荷集中がある場合は、生産者団体の主導により生食用果実を加工用途に仕向ける措置を講じる必要がある。

また、その他の品目についても、これまでと同様、需要に見合った生産のための生産者団体主導の需給調整を実施することが必要である。

(2) 担い手への経営支援の推進

平成19年度以降においては、適切な需給調整対策の実施を前提に、経営安定対策について、担い手の経営基盤の強化を支援するため、産地計画に即して行う小規模な基盤整備、園地の流動化、改植等による優良品目・品種への転換等に対する支援対策への移行を目指すものとする。併せて、経営安定を図る観点から、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入を促進するものとする。

なお、平成19年度以降の需給調整、担い手への経営支援に関しては、その実効性を確保することが必要である。特に、経営支援対策は地域や品目に応じて必要とする対策内容が異なることから、具体的内容・仕組みについて更に検討を行うこととする。

③ 果実の輸出・流通・加工・消費の現状・課題と今後の方向 (果樹農業振興基本方針(平成17年3月))

現 状 ・ 課 題

輸 出

- 輸出は増加しているが、産地が個別に対応
- 低価格の外国産との競合が一層激化

流 通

- 流通経費が小売価格の6割を占める

加 工

- 果実加工品は、生食用果実の需給調整に一定の役割を果たしているものの、生産量は大幅に減少
- 果汁工場の経営は、厳しい状況

消 費

- 果実の摂取量は目標を下回り、特に若年層の摂取量が極端に少ない
- 量販店のシェアの高まりと流通形態の多様化
- 果実を題材とした食育の推進

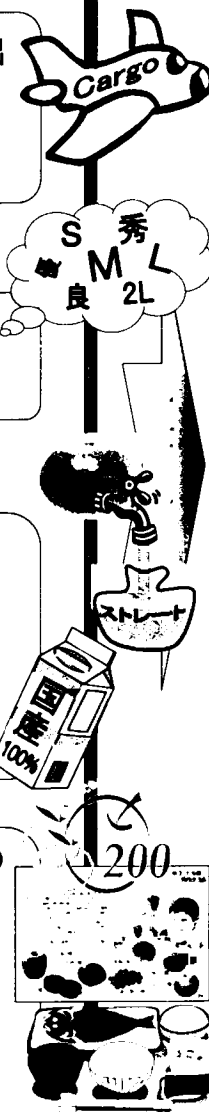
今後の方向

- ★東アジアの富裕層等を対象に国産果実の輸出を強力に推進
- ★輸出に必要な情報の共有化、新たな市場開拓と戦略的な輸出体制の整備を推進

- ★外観重視の出荷規格の簡素化、通いコンテナ等の流通システムの導入を推進

- ★ストレート果汁等の高品質製品の生産拡大による国産果汁等の消費拡大
- ★果汁工場のコスト低減等、合理化の推進
- ★原料原産地表示の義務化を引き続き検討し、製造業者が一体となった強調表示を推進

- ★「食事バランスガイド」を活用した「毎日くだもの200g運動」の普及啓発や果実の学校給食への導入を通じ国産果実の定着化を推進。
- ★流通ルートの多様化に対応した販売戦略の構築、消費者への情報提供の推進
- ★学校給食への導入を通じ、国産果実の定着化を推進



「消費者ニーズを踏まえ、関連産業と連携」

(2) 担い手の経営安定・所得確保のための新たな果樹対策

① 新たな対策の方向

果樹農業の現状

・担い手が不明確、生産・経営基盤が脆弱

園地整備の遅れ

農地流動化の遅れ

労働力の不足

- ◇ 農家数の減少
- ◇ 栽培面積の減少
- ◇ 生産量の減少

生産力の低下・産地の脆弱化

うんしゅうみかん等で供給過剰が顕在化

このままでは果樹産地・生産者が衰退...

現行対策の課題

需給調整対策

- ・一時的な出荷集中への対応が十分ではない
- ・不良系統の伐採、優良品目等への転換が遅れている

経営安定対策

- ・高品質生産に積極的な担い手とそうでない農業者に補てん金が一律助成＝高品質果実の生産による所得の確保につながっていない
- ・加入率は年々低下(加入率:みかん66%→53%、りんご35%→30%)

果樹共済

- ・気象災害による減収を補てんし、短期的に経営を安定させるが、加入率が高くない(みかん23%、りんご29%)

新たな果樹対策

《考え方》

- 将来的に高い需要が見込まれる優良品目・品種への転換
→ **高条件での販売、売上高の上昇**
- 園地整備による生産性の向上
→ **コスト低減、労働時間の短縮**
- 担い手への園地の集積、労働力の確保
→ **経営規模の拡大**
- 出荷集中時の需給調整を強化、不良系統を伐採
→ **販売価格の安定**

《対策の内容》

需給調整対策

- ・一時的な出荷集中時に緊急的に加工原料用等に仕向ける措置を実施(需給調整を強化)
- ・不良系統の伐採、優良品目等への転換を加速化(供給過剰を抑制)

経営支援対策

- ・高品質果実の生産拡大を志向する担い手が行う品種や品目の転換、園地整備、規模拡大を積極的に支援

本対策の実施により、残された価格低下の原因は主に気象要因による品質の低下

新たな対策

果樹共済

- ・災害収入共済方式への加入を一層促進

将来にわたる担い手の
経営安定・所得の確保

構造改革の推進

② 果樹需給調整・経営支援対策等の対応方向

- ・ 果樹の需給調整・経営支援対策については、担い手の経営安定、競争力のある果樹産地の構築を図るため、果樹農業振興基本方針(平成17年3月)を踏まえ、平成19年度予算要求・編成過程において、以下の事項の具体化を図る。また、果樹共済については、運用改善を図ることにより加入を促進する。

需給調整対策

計画的な生産出荷の推進

【生産者団体の主導で実施】

- ◇ 適正生産出荷目標の策定
- ◇ 販売対策、出荷計画の策定
- ◇ 高品位果実生産と適正着果量確保のための摘果作業の推進
- ◇ 出荷時の品質基準の徹底

《うんしゅうみかん》

構造的な供給過剰の解消

- ・ うんしゅうみかん等について、優良晩かん類等へ転換、条件不利園地の廃園を推進

《りんご》

需要の高い品種等への転換

- ・ 需要の高い優良品種等への改植を推進

《うんしゅうみかん・りんご》

一時的な出荷集中の解消

- ・ 生産者団体主導により生食用果実を加工原料用に仕向ける等の市場隔離を実施

経営支援対策

- ☆ 果樹産地構造改革計画(産地計画)で明確化された担い手等が行う前向きな取組を国が支援
- ☆ うんしゅうみかん、りんごを含め、産地計画で位置づけられた全品目を対象

整備事業(生産基盤の改善)

〔内容〕

- ・ 優良品目・品種への転換
(改植・高接、条件不利園地等の廃園)
- ・ 小規模園地整備
(園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良等)

推進事業(生産構造の改革)

〔内容〕

- ・ 労働力調整システムの構築
- ・ 担い手支援(園地流動化)情報システムの構築
- ・ 大苗育苗ほの設置
- ・ 新技術(高うねマルチ等)の導入支援 等

果樹共済(災害収入共済方式等)

- ☆ 加入要件の緩和、個々の農業者の被害実態に応じた掛金率の設定等の運用改善を図ることにより、加入を促進